

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当 日 が 休 日 に 当  
た る と き は、そ  
の 翌 日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)
- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)  
都市計画の変更(都市計画課)  
収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 正 誤 平成元年六月鳥取県告示第六百五十三号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

一 県が金融機関に中小企業設備近代化金融資金を貸し付ける場

合の貸付条件のうち、金融機関が当該資金を中小企業者に貸し付けるときの貸付期間を十二年以内(現行十年以内)に、据置期間を二年以内(現行一年以内)に変更することとした。(別表関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第三条関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講じることとした。

## 規 則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十一号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第七号中「第四条」を「第三条」に改める。

別表中「十年以内」を「十二年以内」に、「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第三百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
岡齒科医院	米子市上後藤三〇四一三	平成二年三月十五日

くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八一二四	〃
サンマリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	平成二年三月二十三日
後藤内科医院	米子市西三柳五区四五八一	平成二年四月一日
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	〃
石見診療所	二 日野郡日南町上石見七六六一	〃
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	〃
岡本歯科医院	一 東伯郡東伯町大字浦安一〇二二	〃
鳥取県立皆生小児療育センター	米子市上福原一七五一一一	〃
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六一	平成二年三月十五日

鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山根勝美	倉吉市桜四二九
"	柴山正行	" 横田六八六
"	閉脇馨	" 岡一七六
"	藤井毅治	" 上福田二九〇
"	美浦好信	" 三江二四四
"	野谷貞一	" 四六四一
"	徳田早苗	" 福光四四二
"	清水昭	" 尾田一七五
"	田中敏男	" 上米積八一五一一
"	小谷龍之進	" 福積一一八
"	楠本正壽	" 服部六〇五
"	藤田勝	" 福本一七五
"	武本衛	" 棕波三三二
"	大田勝美	" 大立七四五
"	山根哲邦	" 河来見五八一
監事	岩本壽明	" 横田一一八一三
"	田村範幸	" 服部二三二
"	矢田幹雄	" 三江五三二

平成二年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山根勝美	倉吉市桜四二九
"	柴山正行	" 横田六八六

"	杉本美義	" 上福田四九五
"	野谷貞一	" 三江四六四一一
"	徳田早苗	" 福光四四二
"	田中敏男	" 上米積八一五一一
"	小谷龍之進	" 福積一一八
"	藤田勝	" 福本一七五
"	福有裕美	" 上大立三一〇
"	福井美雄	" 般若二九八
"	山本衛	" 三江二一〇
"	楠本正壽	" 服部六〇五
"	朝倉康信	" 岡三〇八
"	山根哲邦	" 河来見五八一
"	清水亨	" 尾田一七五
監事	岩本壽明	" 横田一一八一三
"	横山富士男	" 三江五六五
"	大田義雄	" 服部四四四

平成二年三月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第三百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公

衆の縦覧に供する。

平成二年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画都市高速鉄道湖山基地

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

鳥取市湖山町東五丁目並びに岩吉字西富地田、字東上美田及び字西

上美田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成二年 四月五日	四九八	気高郡気高町大字浜 村七八三―三一七	はまや商事 坂口昌一	気高郡気高町大字浜 村七八三―三一七 はまや商事

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年四月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成二年四月十一日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題 若校町長選挙に係る審査申立について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年四月十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	シェーカー1-A	株式会社大一商会

正 誤

平成元年六月鳥取県告示第六百五十三号（保安林の指定予定について）中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 三 下 七 八〇七の四（次の図に 八〇七の四  
 示す部分に限る。）